

第 422 回定例研究報告会

2015 年 12 月 18 日

COP を踏まえた 2016 年の温暖化政策の展望と課題
＜報告要旨＞

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所
地球環境ユニット 地球温暖化政策グループ マネージャー 研究主幹 田上 貴彦

- ・ 本報告では、COP21（第 21 回気候変動枠組条約締約国会議）の結果概要を報告するとともに、COP21 後の地球温暖化政策の展望を行うこととする。

1. COP21 の結果

- ・ 2015 年 11 月 30 日（月）から 12 月 13 日（日）にかけてフランス・パリで COP21 が開かれ、その結果、29 条からなるパリ協定が採択された。パリ協定は、先進国のみに削減義務を課していた京都議定書と異なり、異なる国情を顧慮しつつ、すべての締約国に適用される。1997 年の京都議定書、2012 年の京都議定書改正につづく法的文書の位置付けを持つ。これまでのように排出削減目標設定等について、対象期間ごとに交渉を改めて行うのではなく、この協定の中で 5 年ごとに取組みを深めていく枠組みとなった。しかし、内容面では、各国間の利害の妥協の結果として、既存の運用を協定化したにどまった部分も多い。パリ協定の概要は次のとおり。
 - 長期目標については、協定の目的として、世界平均気温上昇を 2°C より低く保ち、気温上昇を 1.5°C に抑える努力を推進するなどにより気候変動の脅威に対する世界的対応を強化することが定められた。また、緩和（削減）に関する共同の長期目標として、温室効果ガス排出のピークアウトをできる限り早く達成、その後、最良の科学的知見にしたがって急速に削減を実施、ネットでの排出量ゼロを 21 世紀後半に達成することも明記された。
 - 定定期的レビューについては、パリ協定締約国会合（CMA）がこの協定の目的に照らし、長期目標の達成に向けた全体の進捗を定期的に評価することになった。なお、締約国は、各国で定める貢献（削減目標等、NDC: Nationally Determined Contribution）を 5 年ごとに通知する際に、詳細は定められなかつたものの、上記評価の「結果を踏まえなければならない」とされた。
 - 資金については、パリ協定の本体自体では金額は規定されなかつたが、先進国が隔年で資金提供および気候資金の調達に関する情報を通知することとなつた。また、上記評価では、気候資金に関する努力について先進締約国等により提供された関連情報を考慮するというプロセスが定められた（なお、協定本体とは別の文章で、CMA は 2025 年までに、年 1000 億ドルを下限として新しい共同数値目標

を設定しなければならないとされている)。資金の用途は、適応と緩和とのバランスをとるべきとされた。

- 気候変動の悪影響に特に脆弱な途上国における気候変動の影響に伴う損失および被害（ロス&ダメージ）については、独立した条文が置かれ、既存のワルシャワ国際メカニズムを拡大・強化できる方向が定められたが、詳細は CMA での議論に委ねられた。
- ・ パリ協定においては、法的義務が課せられるプロセスとして、NDC の通知、NDC を達成するための国内緩和（削減）措置の推進、緩和行動等に関して提出した情報について技術的専門家レビューを受けること、NDC の実施・達成を促進するため多国間の進捗検討に参加することなどがある。一方、NDC の遵守については、法的拘束力はない（登録簿に記録されるのみ）。

2. 今後の温暖化政策の展望と課題

- ・ パリ協定の採択を受け、今後は、各国の約束草案で示された政策・措置を如何に合理的・効率的に具体化し、実施していくのか、またそれを通じて削減目標達成を実現していくのかが重要な課題となる。
- ・ 2025 年・2030 年目標に向けての各国の政策・措置をみると、EU では、2016 年に 2030 年目標に向けて政策の法制化が進められる予定である。しかし 2015 年 10 月に政権交代したポーランドが EU による 2030 年目標について再交渉を求めており、これが大きな波乱要因として注目される。また、大気汚染規制であるが、石炭火力発電所等に対して硫黄酸化物等の排出削減技術の導入を義務づける産業排出指令が 2016 年から実施され、今後、欧州大で石炭火力発電所の運転停止が進んでいくと予想される点も重要である。
- ・ 米国でも、既存火力発電所の CO₂ 排出を規制するクリーンパワープラン（CPP）に対して、各州から訴訟が起こされており、議会でも CPP の実施を阻止する動きが見られており、今後の政策論議等の動きが注目される。
- ・ 中国では、電力部門における石炭消費総量のコントロール等が行われることとなっているが、内容については第 13 次 5 か年計画の具体化を待つ必要がある。
- ・ 各国における石炭に関する規制の導入・実施に伴い、石炭に対する需要が、EU での減少、中国でのピークアウトなど、大きく変化していく可能性がある。
- ・ 日本でも、2030 年目標に向けた施策の検討は、COP21 後に本格化し、地球温暖化対策の推進に関する法律で定めるとされている地球温暖化対策計画、電力事業者の自主的枠組み、火力発電の設備・事業者単位の効率基準、省エネルギー施策などさまざまな政策・措置について議論が行われる見込みである。既存およびこれら新規の政策・措置間で重複により効果が減じたり、事業者にとって二重の負担が生じたりしないよう注意深く検討を行っていく必要がある。